

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社は、株主や顧客をはじめとするステークホルダーの公正かつ公平な利益を守るとともに、企業価値の継続的な向上を図るため、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GMOインターネット株式会社	1,660,000	61.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	211,800	7.79
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	77,500	2.85
GMOアドパートナーズ株式会社	54,000	1.98
山田 直樹	27,000	0.99
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT	26,000	0.95
西村 裕二	24,000	0.88
佐藤 健太郎	19,500	0.71
谷口 悅一	14,000	0.51
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	13,000	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

GMOインターネット株式会社 (上場:東京) (コード) 9449

#### 補足説明更新

- 上記のほか、自己株式が79,373株あります。
- 2018年4月4日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者が、2018年3月30日現在、下記のとおり当社株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合】

野村證券株式会社他2名 / 61,400株 / 2.26%

- 2019年1月9日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が、2018年12月31日現在、下記のとおり当社株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合】

大和証券投資信託銀行株式会社 / 171,000株 / 6.29%

#### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

12月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社(GMOインターネット株式会社)の企業グループとの取引については、新規取引開始時及び既存取引の更新時において、少数株主の保護の観点から、第三者との取引と比較する等、取引の必要性並びに取引条件及びその決定方法の妥当性について、慎重に検討した上で行っております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 [更新]

当社取締役12名のうち、親会社(GMOインターネット株式会社)から招へいした兼任取締役は2名であり、当社取締役の半数未満となっております。また、その就任は当社からの要請に基づくものです。以上のことから、当社は独自の経営判断が行える状況にあり、親会社からの独立性を確保しております。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">更新</span>	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">更新</span>	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
浜谷 正俊	公認会計士										
宍戸 一樹	弁護士										

##### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浜谷 正俊				公認会計士としての企業会計等に関する豊富な専門的知見を有しており、当社の社外取締役(監査等委員)に相応しい経験と能力を有しております。引き続き、社外取締役(監査等委員)に選任いたしました。
宍戸 一樹				弁護士として豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の社外取締役(監査等委員)に相応しい経験と能力を有しております。引き続き、社外取締役(監査等委員)に選任いたしました。

#### 【監査等委員会】

##### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

#### 現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と意見・情報交換を行い、連携しながら監査を行っており、期末の監査等委員会監査報告は、意見交換を行った上で作成いたします。

#### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

#### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2014年3月21日開催の定時株主総会決議に基づき新株予約権を発行しております。なお、2015年2月16日開催の取締役会において、会社への貢献度等を考慮し付与数を決定し付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

#### 該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員に対して、業績向上への意欲と士気を高めることを目的として付与しております。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2018年12月期において取締役に支払った年間報酬総額は183,658千円(うち、社外取締役7,200千円)となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して決定しております。

### [社外取締役のサポート体制]

社外取締役に対しては、取締役会開催の都度、事前に情報伝達を行うと共に、経営に与える影響が大きい議案に関しては事前確認を行っております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行機能は以下のとあります。

取締役会においては、戦略的かつスピーディーな経営を実現し、競争力の維持・強化を図るために、経営の意思決定と業務執行の監督および会社法に基づく決議事項について、積極的な議論のうえに決定することを旨としております。また、監査等委員である取締役3名も出席し、監査等委員でない取締役の職務遂行を監視しております。その他、代表取締役、常勤取締役および各部門の責任者が出席する経営会議を週1回開催し、会社の経営方針の伝達および各部門の報告を行っております。内部統制につきましては、社内業務全般にわたり職務分掌および職務権限を整備することにより、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行しており、内部監査によるモニタリングを実施しております。

(2) 内部監査機能は以下のとあります。

社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、財務報告に係る内部統制の状況について監査を行うと共に、法令・社内諸規則遵守やリスクの予防についての状況を検証しております。監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役によって月1回定期的に開催しております。監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会および社内の重要な会議へ出席する他、業務、財産の調査等を実施するとともに、内部監査室並びに会計監査人との連携により監査機能を充実し、モニタリング機能を果たしております。

(3) 会計監査人の機能は以下のとあります。

会計監査業務は有限責任監査法人トマツが行っており、年度決算をはじめとして、適時会計監査を受けております。なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別な利害関係はありません。

<会計監査業務を執行した公認会計士>

業務執行社員 小野英樹(当社に係る継続監査年数は7年以内です)

業務執行社員 高木政秋(当社に係る継続監査年数は7年以内です)

(4) 監査等委員会の機能強化に向けた取組状況

監査等委員である取締役3名全員が積極的に取締役会に参加し、独立的立場から監査等委員でない取締役の職務執行状況を監視しております。また、監査等委員である常勤取締役は、取締役会のみならず、当社の意思決定に大きく関わる経営会議に出席し、監査等委員会の機能強化を図っています。

なお、監査等委員である取締役3名のうち2名が社外取締役であり、特に社外の視点からのチェック機能を重視することによって、監査機能を強化しております。

(5) 責任限定契約

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役2名との間で、会社法423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低限度額に限定する旨の契約を締結しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るため、2016年3月20日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査権限と取締役会における議決権を有する監査等委員が、適法性・妥当性の両面から適切に取締役の業務執行の監督を行うなど、監査等委員会設置会社への移行により、経営の公正性、透明性及び効率性が高まるものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を法定期日よりも3営業日以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避し、土日祝日開催とすることで、より多くの株主様にご参加いただけるよう配慮しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎のアナリスト・機関投資家向けの説明会をインターネット上で動画配信しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR活動に合わせ、自社ホームページに設けているIRサイトにおいてIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略部に所属する担当者を配置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針は「IRポリシー」として明文化し、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できるように努めています。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況[更新]

当社は、2019年2月18日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、以下のとおり決議しております。取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

当社グループ(当社及び当社子会社、以下同じ。)は、すべての役員及び社員(従業員、契約従業員、臨時従業員、派遣社員、その他当社の業務に従事するすべての者)が、職務を執行するにあたっての基本的考え方として、以下を定めております。

当社グループは、「もっとおもしろくできる」という企業理念の下、インターネットサービスを通じて個人の表現活動を支え続け、さらには、インターネットと表現の可能性を追求し、誰でも活躍できる機会を提供したいという想いから「インターネットで可能性をつなげる、ひろげる」サービスを提供し続けることをミッションとしております。

このミッションを実現するために、適正な業務執行のための体制を整備し、運用して行くことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めるとともに、今後とも社会・経済情勢その他の環境の変化に応じて適宜見直しを行い、その改善・充実に努めてまいります。

#### 内部統制システムに関する体制の整備

##### 1.当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス体制の整備に努めています。コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため従業員に対するコンプライアンス教育を実施しております。

内部監査室によりコンプライアンス体制の有効性について監査が行われるとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役社長に報告しております。

各取締役は、取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会及び監査等委員会に報告いたします。監査等委員会は、取締役の職務の執行について監査を行います。

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係をもたないことを基本方針とし、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める体制を整備しております。

また、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めており、反社会的勢力排除のための体制の整備強化を推進しております。

##### 2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、情報セキュリティ規程及び文書管理規程等の社内規程に従って文書又は電磁的記録により適切に保存、管理を行っております。取締役は、これらの情報を常時閲覧することができます。

##### 3.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理は企業価値を向上をさせる仕組みであるとの認識の下、リスク発生事案に関する情報の把握と顕在化したリスクによる顧客及び当社への影響を極小化するための対策を推進し、適切なリスク管理を行うことを経営の重要課題と位置づけ、ペバボ向上委員会規程に基づき、ペバボ向上委員会を設置し、同委員会で、リスク管理に関する体制、方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行い、その結果を定期的に取締役会に報告する体制を構築しております。

また、事業の特性上、情報セキュリティをより重要と認識していることから、情報セキュリティに関する専門部署であるセキュリティ対策室を設置し、情報セキュリティ規程を定め、経営活動に寄与すべく情報資産の利用・保護体制の整備・強化を行います。さらに、当社の情報セキュリティの向上に貢献する組織として、情報セキュリティ規程及びペバボCSIRT規則に基づき、ペバボCSIRTを設置いたしました。なお、重大なインシデント発生時には対策本部を設置し、セキュリティ対策室とペバボCSIRTとが連携して、顕在化したリスクによる顧客及び当社への影響を極小化するための体制を構築しております。

内部監査室は、リスク管理の状況を監査するとともに、内部監査の実施によって損失の危険のある業務執行行為を発見した場合には、発見した危険の内容、損失の程度等について経営会議及び監査等委員会に報告いたします。

##### 4.当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は月一回定期取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会から委嘱された業務執行については、代表取締役社長を議長とし常勤取締役を主要なメンバーとする経営会議を毎週一回開催し、その審議を経て決定を行います。

組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により各取締役の担当、権限及び責任を明確化しております。

また、取締役会において選任された執行役員に業務執行の権限及び責任を委譲することにより、機動的に職務を執行いたします。

##### 5.当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループと親会社等との取引については、非支配株主保護の観点から、取引条件の客觀性及び合理性を確保するため、その取引について慎重に検討し判断しております。

当社は、当社グループ各社に取締役もしくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、重要な意思決定事項については、事前に当社取締役会に付議することにより、企業集団全体としての業務の適正性を確保いたします。

関係会社管理規程に基づき、代表取締役社長統括のもと、各担当取締役及び担当部門が当社グループ各社に対して必要な業務の執行及び管理を行います。また、当社グループ各社の責任者が参加する会議等において、情報共有することにより、その状況を把握しております。さらに、監査等委員会及び内部監査室が子会社監査を実施することにより業務の適正を確保いたします。

##### 6.監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会において監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求める決議がされた場合は、速やかに使用人を選任し、監査等委員会の指揮命令のもとで、業務を補助する体制をとります。

#### 7.監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、監査等委員会の同意を得るものとします。

#### 8.取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員である取締役は取締役会に出席し報告を受けます。また、監査等委員である常勤取締役は、経営会議その他重要な会議に出席し報告を受けます。

監査等委員会は、稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人等にその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握することができるものとします。

取締役は、以下に定める事項について発見したときは直ちに監査等委員会にこれを報告するものとします。

会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの

会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの

社内規程への違反で重要なもの

その他上記～に準じる事項

#### 9.当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の内部監査部門は子会社の内部監査の状況について、当社の監査等委員会へ報告します。また、当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に対して報告しております。

#### 10.当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した者が通報できる体制(内部通報制度及びヘルpline窓口)を整備し、内部通報規定において、監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めてあります。

#### 11.監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用等を支弁するため、毎期、一定額の予算を設けます。また、当該費用等が、当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、当該費用等を負担いたします。

#### 12.その他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と意見交換を行い、効率的な監査を行います。

また、監査等委員会と代表取締役は定期的に情報及び意見の交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

#### 13.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループでは、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときは、その対策を講じます。

### 2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないことと認識しております。役職員は、顧客、市場、社会からの信頼を得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すよう心掛けており、常に株主、顧客、取引先への責任を強く認識し、自己を律しております。

整備状況については、反社会的勢力からの不当要求が発生した際に、発生部門から法務部門に対して速やかに報告・相談し、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には、直ちに警察への通報がなされる体制を構築しております。また、反社会的勢力に関して得た情報をデータベースとして取引先や株主の属性判断の際に活用できる体制を構築しております。さらに、2009年4月1日には社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加入し、連絡会・研修会に参加して情報の入手及び対策について強化を図っております。

## その他

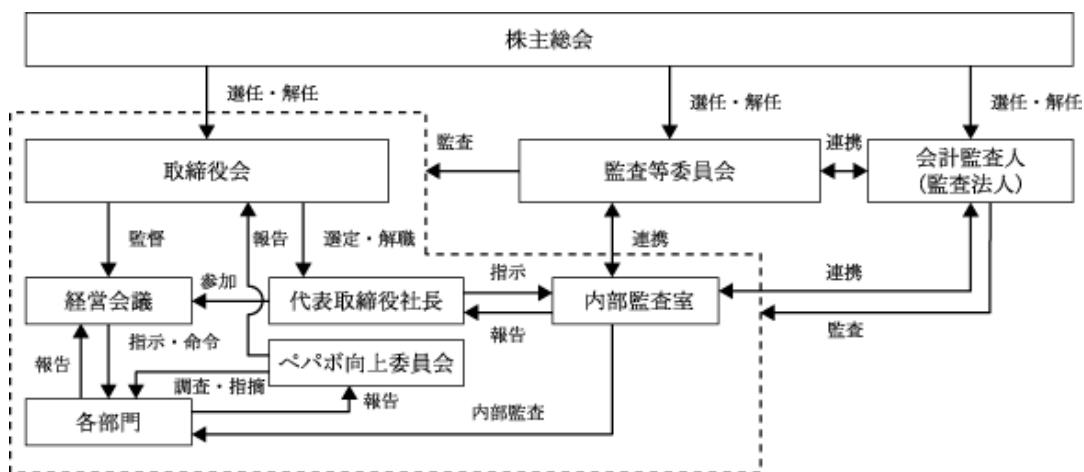
### 1. 買収防衛策の導入の有無

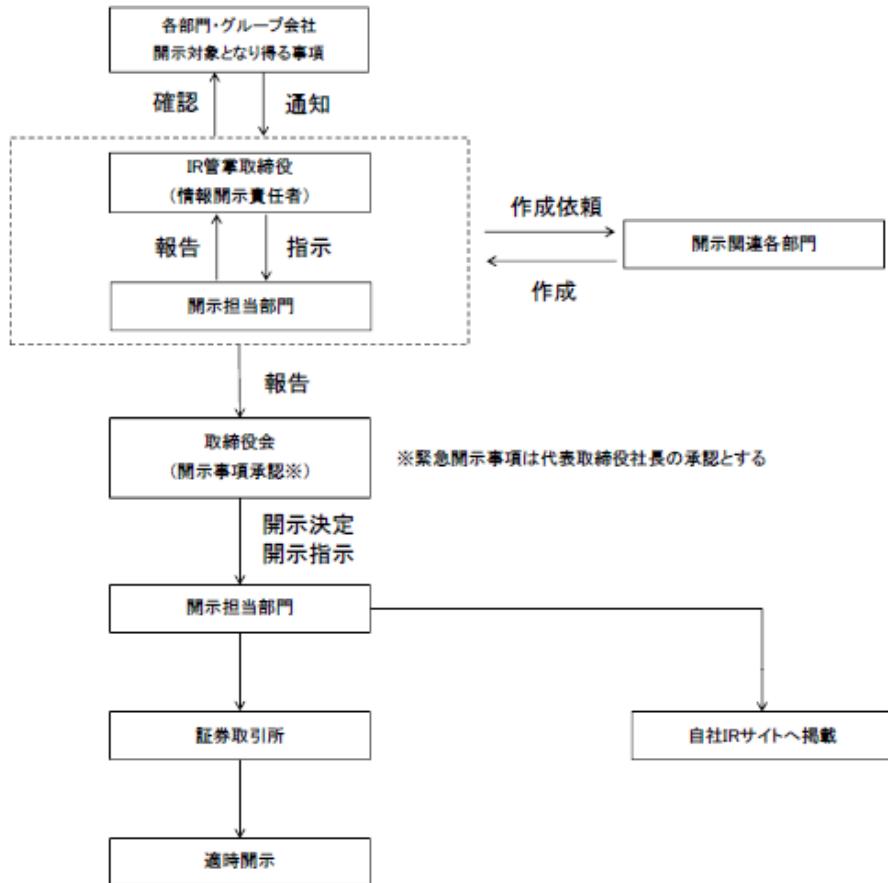
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項





#### 【適時開示体制の手順】

- ①適時開示情報となる可能性が生じた時点で、所管グループ会社及び部門が直ちに、開示担当部門に報告いたします。
- ②開示担当部門は、この報告を受けた後、情報開示責任者と共に適時開示の要否を判断します。
- ③適時開示をする場合には、当該情報の開示関連部門において作成を行い、開示担当部門にて開示内容等の確認、取りまとめを行います。
- ④開示事項の取締役会での意思決定を経て、開示担当部門において当該情報を適時開示いたします。